

ぐんまパラアスリート始動プロジェクト実施要綱

1 目的

この事業は、パラリンピック等の国際大会で活躍できる選手を支援すること及び将来的に活躍が期待できる人材を発掘・育成することにより、群馬県のパラスポーツの競技力・競争力を向上するとともに、世界で戦える「始動人」たるパラアスリートを輩出し、スポーツを通じた感動の創出、共生社会の実現を達成することを目的とする。

2 実施主体

この事業は、群馬県が実施する。ただし、対象選手の選考事務については、群馬県が一般社団法人群馬県パラスポーツ協会に委託して実施する。

3 事業内容

(1) ぐんま強化指定パラアスリート選考委員会

- ① 現に世界で活躍しているパラアスリートから、将来的に活躍が期待できる選手までを「ぐんま強化指定パラアスリート」として選考し、その競技活動を営む上で要した経費に対する補助を実施する。また、群馬県が設置する「ぐんまパラアスリート支援ワンストップセンター」のサポートを受けながら、安定・自立した競技生活の実現を目指すものとする。
- ② ぐんま強化指定パラアスリートを決定するため、ぐんま強化指定パラアスリート選考委員会を開催する。
- ③ 選考委員会は、馬場地域創生部スポーツ振興課、群馬県パラスポーツ協会、群馬県立ふれあいスポーツプラザ、群馬県立ゆうあいピック記念温水プール、障害者関係団体等を構成員とする。
- ④ 選考区分は、競技レベルに応じてトップ枠、育成枠、次世代枠の3区分とし、各区分において選考する人数は、別表1に示す人数を目安とする。

(2) ぐんま強化指定パラアスリートの選考基準

次の各号の全てを満たす者を選考対象者とする。

- ① 群馬県内在住または群馬県出身の中学生以上の障害者。
- ② 学校・施設・団体等によって推薦された者又は公募により自薦のあった者。
- ③ パラアスリートとして、群馬県のパラスポーツを牽引する自覚と向上心を持ち、競技活動及びスポーツを通じた共生社会の実現に向けた活動に取り組むことができる者。
- ④ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

⑤各選考区分別の選考基準は別表1による。なお、候補者が複数の競技に取り組んでいる場合は、原則として、それぞれの競技における選手本人のレベルや、各競技の競技規模等を勘案した上で、群馬県を代表する活躍が期待できるパラアスリートとしてふさわしいかを総合的に判断することとする。

(3) ぐんま強化指定パラアスリートの評価及び補助対象期間

①前年度に引き続いてぐんま強化指定パラアスリート候補者となった者について、選手選考委員会は、当該選手の前年度以前の成績等を評価した上で、補助継続の可否を決定する。

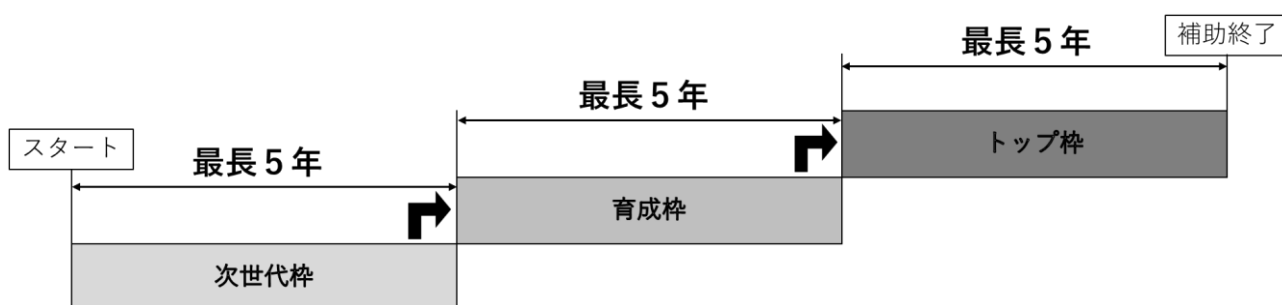
②各選考区分における補助期間は最長5年間とする。

③選手選考委員会による評価の結果、競技成績の向上が顕著で、今後更なる活躍が期待できることが明らかであると認められる場合、上位の選考区分へ移行できることとする。このとき、上位の選考区分における補助期間は、移行の時点から最長5年間とする。なお、従前に同区分で補助を受けていた期間がある場合は、その期間の始期から現在までの経過年数と、今後の補助期間を合わせて最長5年間とする。

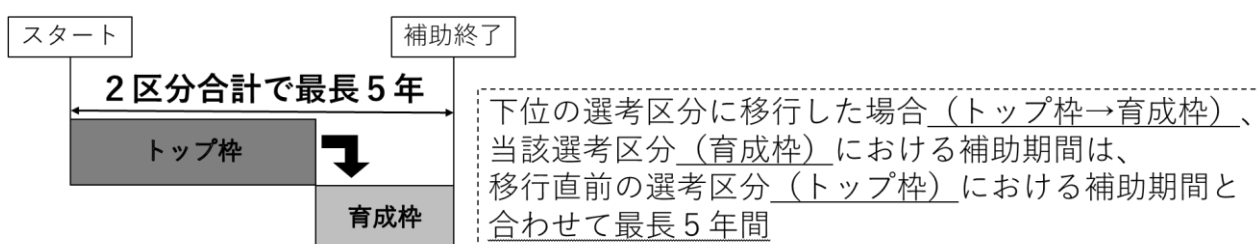
④選手選考委員会による評価の結果、(一時的な故障・傷病等が原因である場合を除き) 競技成績や活動頻度・意欲が明らかに低下している等、今後従前を上回る活躍が期待できず、現行の選考区分にふさわしくないと認められる場合、下位の選考区分へ移行又は補助を終了することとする。下位の選考区分に移行した場合、当該選考区分における補助期間は、移行直前の選考区分における補助期間と合わせて最長5年間とする。なお、次世代枠は、新規選手の発掘を目的としている趣旨を踏まえ、トップ枠及び育成枠から次世代枠への移行は原則として行わないこととする。

補助期間の考え方 (イメージ図)

①次世代枠からスタートし、育成枠・トップ枠へ移行する場合



②トップ枠からスタートし、育成枠へ移行する場合



③次世代枠からスタートし、育成枠→トップ枠→育成枠→トップ枠へと移行する場合



次世代枠・育成枠①：各区分で最長5年
トップ枠①②・育成枠②：3区分合計で最長5年

別表 1

選考区分	選考人数〔目安〕	選考基準
トップ枠	5名	国際規模の競技大会（各国際競技団体が公認する競技大会）で現に上位の成績を修めている者で、当面も引き続いてその活躍が期待できる者。その他、上記に準じ、選考委員会が適当と認めた者。
育成枠	9名	国際規模の競技大会（各国際競技団体が公認する競技大会）に現に出場している又は全国規模の競技大会（日本パラスポーツ協会（以下「JPSA」という。）又は JPSA に登録する競技団体及び日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会。 <u>ただし、全国障害者スポーツ大会は除く。</u> ）で現に上位の成績を修めている若しくは JPSA に登録する競技団体及び日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体より日本代表選手（強化指定選手等も含む）に選出されている者で、今後更なる活躍が期待できる者。その他、上記に準じ、選考委員会が適当と認めた者。
次世代枠	10名	全国規模の競技大会（JPSA 又は JPSA に登録する競技団体及び日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会（ <u>ただし、全国障害者スポーツ大会は除く。</u> ）で近い将来上位の成績が期待できる又は JPSA に登録する競技団体及び日本パラリンピック委員会に加盟する競技団が選出する日本代表選手（強化指定選手等も含む）に近い将来選出が期待できる者で、今後更なる活躍が期待できる者。その他、上記に準じ、選考委員会が適当と認めた者。

※選考人数は目安であり、候補者の状況を鑑みた上で、予算の範囲内で変更可能とする。